

# 町内会に関する条例検討委員会

## 第2回会議

### 会 議 録

日 時：平成30年2月14日（水）午後1時30分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第三常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（福澤市民自治推進課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから町内会に関する条例検討委員会第2回会議を開催いたします。

皆様、こんにちは。

本日は、川北委員、齋藤委員におかれましては、体調不良もしくはご家族の体調不良ということで、欠席の旨の連絡がありました。したがって、本日は5名の会議となります。

議事につきましては、鈴木委員長に進行をお願いいたしたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 私は、委員長を仰せつかっている北星学園大学の鈴木です。

まず最初に、前回ご欠席されておりました木村委員にお越しいただいておりますので、一言、自己紹介をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○木村委員 皆さん、こんにちは。

前回の大事な会議のときに欠席いたしまして、まことに失礼いたしました。

私は、鉄西連合町内会女性部で副部長をしております木村公子と申します。

千歳市から札幌へ越してまいりまして10年になりますが、町内会には9年前に突然いらした女性部の方にスカウトされてというか、突然、飛び込んだ町内会でした。今、9年たって思うことは、皆さんは、町内のこと、地域のことを考えて、本当に熱心に、また一生懸命にまちづくり活動をされているなということで、その思いをつないでいくのは私たち世代、そして若い方たちかなと日々考えております。

きょうは、自分にも何かヒントをもらえたらいいなということと、また、私からも何か伝えられることがあれば言わせていただけたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○鈴木委員長 それでは、次第に沿って、議事を進めてまいります。

まず最初に、議事の1番目は、事務局報告・意見交換です。

前回の委員会の中で、資料のご希望がございました。また、町内会長対象のアンケート結果なども出ておりますので、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） それでは、事務局からご説明させていただきます。

まず、前回希望があった資料についてです。

皆様にも先に送らせていただきましたが、今回おつけしている資料では1から5になりますので、補足程度で簡単にご説明いたします。

まず、資料1は、認可地縁団体についての簡単な資料になります。

皆さんは町内会の活動をされている方なのでご存じと思いますが、町内会、自治会が団体名義で不動産登記をできるよう定められた制度です。今、札幌市では、区でかなりばらつきはありますが、一番下に出ている表のとおり、全区で142の認可地縁団体がございます。

次に、資料2の札幌の地域ポイント制度についてです。

これは、前回の委員会で五十嵐委員からお話があった取り組みです。もともとさっぽろ地域ポイント「まちのわ」というモデル事業がありまして、ボランティア等に参加するとSAPICAにポイントがつけられ、たまったポイントをごみ袋等に交換できるというものでした。そのモデル事業の一つとして、五十嵐委員がいらっしゃる幌北地区では、クリスマス会などの地域活動を行った際に、SAPICAではなく、紙のカードにポイントをためるようにして、そのポイントに応じて抽せんで景品が当たるような事業を行っておいりました。

ただ、こちらのモデル事業につきましては、平成28年度に終了となっております。また似たようなものが検討されているかと思いますが、ポイント制度については、このような内容となっております。

次に、資料3の単位町内会と連合町内会です。

こちら皆様はご存じの部分かと思いますが、表の面につきましては、連合町内会と単位町内会の主な特徴をまとめておりまして、裏面には、各区の連町数と単町数、加入世帯数を載せており、また、一つの連町に幾つの単町が加入しているか、あるいは、最小の単町数や最大の単町数をまとめております。これを見ていただいてもわかるように、最小世帯数だけを見ても850の区もあれば6,000を超えている区もありますし、最大は9,000から1万5,000まであって、各区でかなりばらつきがあることがわかると思います。

次に、資料4は、区別の人口の状況です。

こちら、見ていただくと、各区で大きなばらつきがあることがわかると思います。中央区ではずっと増加している傾向になっておりますが、ほかの区は2006年ごろから減少傾向になっております。上の表は数字として出しているもので、下のカラーの図を見ていただくとわかりやすいかと思いますが、2025年までの状況では増加、ほぼ減少なしと言っていた緑のところも、2035年になると多くの地域で人口減となる水色や紫に変わっておりますけれども、逆に、中央区は濃い赤になって人口がふえていくというように、地域によってかなりばらつきがあることがおわかりいただけると思います。

最後に、資料5は、企業等との連携による地域の取り組みについてです。

こちらは、平成27年に「まちづくりのレシピ」というものをつくりましたが、そのときに各地域のまちづくりに関する取り組みをお聞きしたもものからの抜粋で、その中でも企業等との連携による地域の取り組みをピックアップしたものです。やはり交流を行っている地域が多いなということがわかりますので、こちら参考にしていただければよろしい

かなと考えております。

これらの資料につきましては、各自で見てくださいまして、議論の中でいろいろとご質問がありましたら、随時、補足してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 ただいま、前回の委員会の中で希望がございました資料についてご説明いただきました。

ただいまもございましたように、資料に関する疑問点などは議論の中でまた取り上げて進めてまいりたいと思いますので、ご質問等は其中でお願いいたします。

引き続き、2番目に、町内会長対象アンケートの結果についてご説明をお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） それでは、資料6の町内会長対象アンケートの結果について説明させていただきます。

あわせて、資料7の町内会に関する新たな条例の検討に対する中央区内の連合町内会意見というものがありますので、こちらもご説明したいと思います。

まず、資料6の町内会長対象アンケートですが、単位町内会を対象にしてアンケート調査を行っております。12月中旬から1月25日までの期間で行っていますが、2月になってもまだ返答があつて、現時点では1,382件、回答率62.8%となっております。ただ、この全部についてはまだまとまり切っていないので、今回のご報告はそのうち999件の回答を集計したものになります。さらに、自由回答もかなり多くいただいておりますので、自由回答と全体の結果については次回の会議でご報告させていただきたいと思っております。

では、アンケートに入ってもらいます。

問1は、回答者の居住区です。こちらは、全体に対して何件返ってきているかというものになりまして、各区の回答率ではありません。全体の中で各区では何人から回答が来ているというぐらいで見いただければよいかと思います。

問2は、住民の参加意識について聞いております。参加意識は希薄化していると思うかという問いに、思う、どちらかといえば思うという回答は合わせて75.2%となっております。希薄化していると思う割合が多いのかなということが見てとれると思います。

次に、問3と4につきましては、町内会の意義や重要性を周知する必要性、理念を定める新たな条例の必要性について聞いております。問3の意義や重要性などの理念を市民に向けて周知する必要性があるかという問いには、必要だと思う、どちらかといえば必要だと思うを合わせて91.7%となっております。問4の町内会に関する基本的な理念を定める新たな条例が必要だと思うかという問いに対しては、あつたほうがよい、どちらかといえばあつたほうがよいを足しますと79.1%と高い値が出ております。

問5は、あつたほうがよいと思う理由についてですが、こちらは複数回答になっており

まして、やはり、町内会活動の周知・啓発に役立つ、町内会への加入や参加の勧誘をする際に後ろ盾となる、また、住民の参加意識の向上につながるといった三つが高くなっております。一方、問6の条例がなくてもよいと思う理由として一番多かったのは、町内会は自主組織なので、条例で規定することにはなじまないというのが最も高くなっております。さらに、問7の条例制定に関してどちらとも言えないという理由についてですが、これはもったもなことではあると思いますけれども、新しい条例の内容によって自分がどうしたいか判断が違ってくるとというのが65.7%と一番多くなっております。

次に、問8と問9は、本日の議論の中でもかかわってくることになるかと思えます。こちら複数回答になっておりまして、まず、問8は、新条例に入れたほうがよいと思うことで、町内会の役割や重要性、地域住民の自発的な参加・協力、町内会への加入促進ということが特に多くなっているかと思えます。また、条例をつくる際に考慮してほしいこととしては、町内会の負担がふえないようにしてほしい、条文はわかりやすい言葉で表現してほしいというのが過半数を超えております。また、市民の意見をよく聞いて反映させてほしいというのも多くなっている状況でございます。

問10、11につきましては、市民憲章と今回の条例の土台とも言える自治基本条例について聞いたものとなっております。こちらは、名前は知っているけれども、内容は知らないというのがちょっと多くなっているかなという印象でございます。

ざっと行きましたが、アンケートについては以上でございます。

続きまして、資料7についてもご説明いたしますが、こちらは、今回の条例の検討開始を受けまして、中央区内の連合町内会が連絡協議会の中で意見を取りまとめたものです。

大きく三つの意見がありまして、一つ目は、都心部であることによる町内会における企業の位置づけ、また、実態に即した町内会活動を認めてほしいというようなご意見になっております。二つ目は、都心部の特徴的なものですが、マンションの入居世帯に対して実効的な加入促進策を希望しているという内容になっております。三つ目は、町内会への加入者と未加入者の間に出てくる受益者負担の公平性を確保するために、さまざまな規定とか取り組みをしてほしいというような要望になっております。

こちらにも目を通しつつ、議論の参考にさせていただければよいかなと思えます。

説明は以上になります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ただいま、町内会長を対象としたアンケート結果の中間報告と、町内会に関する新たな条例の検討に対して中央区連町のご意見をまとめていただいたようで、その資料についてもご説明いただきました。

特にアンケートでちょっと興味深い結果も出ていると思いますが、結果について、何かご意見等はございますでしょうか。また、今回の議論に際して、これはしっかり注目して検討すべきとか、そういった感じのご感想でも結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、私から口火を切らさせていただきます。

委員会でも結構出ておりましたので、ダブる部分も結構多いなというのは皆さんも感じていらっしゃると思いますが、やはり、町内会に対するいろいろな課題や思い、あるいは、将来にわたって地域を活性化するために町内会をきちっと位置づけてほしいというような意見が全体的に出ていたかなと思います。2ページ目の意義とか重要性、また、理念についても周知する必要があるとか、条例できちっと理念をうたうべきであるといった声はかなり多くの方からあったと思いますので、やはり、この辺は今回の委員会の議論の中でもきちっと位置づけるべきではないかなというふうに思います。

また、新条例があったほうがよいと思う理由、あるいは、なくてもよいと思う理由について3ページ目に載せてありました。私がちょっと思ったのは、なくてもよいと思う理由のほうで、複数回答ではありますが、67.8%の方が町内会は自主組織なので条例で規定することにはなじまないという結果が出ています。これは、必要性は感じていらっしゃる上で、やっぱり自主的な組織なので、あえて条例でなくてもいいのではないかということだと思ふのです。

ただ、私は、この回答は規定という文字にどの程度のイメージを持たれているかということが起因しているような気がします。問8で、2番目に多い回答として地域住民の自発的な参加・協力とありますから、条例の中に、規定で参加するのではなく、自発的に市民みずからというニュアンスがもし入れば、やはり大切だということにもつながるかと思います。これは新条例に入れたほうがよいと思うことの回答ですが、そういうことをきちっと担保すれば、町内会を後押しするような条例があったほうがいいのではないかということだと私は解釈しました。

皆様はいかがでしょう。

○五十嵐委員 問8の新条例に入れたほうがよいと思うことですが、私が思うのは、今、町内会の役割、重要性というのが余り感じられないのですね。街灯にしても、今は札幌市に移管しているところが多くて、街灯料を払っているので町内会に入ってくださいとも言えません。また、今はお葬式も町内会長はほとんどなさいませんので、そんなことで町内会の重要性というのが余り見受けられないのです。ただ、これからは高齢化になりますし、支え合いとか、きずなづくりとか、お友達づくりとか、そういう関係ではやっぱり町内会などで隣近所の方と知り合ったほうがいいのかないかなという思いはあります。

以上です。

○鈴木委員長 町内会の重要性もきちっとわかるように条例に盛り込んだほうがよいということですね。

○町田委員 このアンケートには大変興味がありますが、その中でも問5の新条例があったほうがよいと思う理由に、市や民間企業が町内会を支援する根拠が明確になる、それから、町内会への加入や参加の勧誘をする際に後ろ盾となるとありまして、私はここが非常に大事なことだと思います。私のほうでは、今、分譲マンションにおける町内会加入の資料を作成しておりますが、新築の分譲マンションの昨年実績は1,482件でした。とい

うことは、毎年、大体それぐらいの分譲マンションが札幌市内で新築され、供給されているということなのですね。ですから、町内会の加入という観点から見た場合に、新築の時点でこれを後ろ盾にしてデベロッパーや管理会社に町内会加入の協力を要請する、そのためには私はこの条例が非常に有効になるだろうと思うのです。

それから、札幌市のほうの条例で大変申しわけないのですが、私はちょっと走り読みしてみたところ、札幌市の場合、既存条例にまちづくりというふうに入っていますよね。ただ、まちづくりと町内会がマッチングするかというと、私は、何となくマッチングしていないのではないかと思います。町内会、自治会とはっきりと書いていただくと、誰が見ても町内会、自治会のことを言っているのだなとわかるのですが、まちづくりと言うとどうなのかなと、その辺はどうも合点がいかないなという感想でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

前半は、協働ということだと思のですが、やはり、市や民間企業が町内会を支援するというか、参加を勧誘する後押しになると。後ろ盾という言葉を使っていますが、やっぱり参加の促進につながるような条例であればいいということだと思います。

後半については、まちづくりという言葉ですね。まちづくりというのは非常に広い言葉ですので、そういう意味では、町内会とか自治会とか、やはりそういうことがはっきりわかるような形できちっと位置づけるべきだということだと思います。前回の委員会でも出ていたと思いますが、札幌市には市民自治をカバーする二つの条例がありますけれども、そういう大きなところではなくて、コアな部分で町内会とか自治会をきちっと位置づけるというご意見でした。

そのほか、何かございますでしょうか。

○福土副委員長 町内会長対象のアンケートですが、これは中間報告ということで、全体が出てこないとはっきりしたものが見えないのでしょうか。ただ、中間報告で出てきた中で、問10や11で、名前は知っているけれども、やっぱり中身はよく知らぬと。この会議が始まったときに、私は、これは、あくまでも抽象的な感覚の部分で、現場的なものは、町内会条例というものが生きてこない、本当に皆さんがやる気になってやれるかどうかということにつながるのではないかなと話しましたが、このアンケートを見るとそういう雰囲気が出ています。ただ、うれしいのは、中間報告ですけれども、やっぱりあったほうがいいのかというふうに出ています、そういうことであれば我々の頑張れる意義もあるのかなという感想を持ちました。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

後ほど意見交換がございしますので、先に市民ワークショップと地域コミュニティ活性化推進事業ワークショップの結果についてご報告をいただいてから、このアンケートの話も織りまぜながら意見交換をしたいと思います。

それでは、ご説明をよろしく願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） それでは、まず、資料8と9につきまして簡単にご

説明いたします。

まず、資料8は、市民意見を聞くワークショップということで行ったものです。

鈴木委員長と町田委員にもお越しいただきましたが、先般、1月27日の午後1時から4時まで、10代から70代にわたる28人が参加して行われました。この方々は、無作為抽出によって2,000人に案内を出し、参加すると言われた方の中から、さらに抽せんによって来ていただいております。この方々は、町内会に参加されている方も参加されていない方もいろいろいらっしゃいますので、まず、町内会のあるべき姿について考え、その上で町内会がやること、札幌市がやることについてアイデアを出してもらおうという2部構成で行っています。

これからの町内会のあるべき姿をテーマとした最初のワークショップについては割愛させていただきますが、ワークショップ②では、「町内会 劇的！！ビフォーアフター」というタイトルで行いました。これは、高齢者しかいなくて、この先はどうしようと困っている町内会、若い世代と上の世代の交流がない町内会など、こういうところが悩みになっているという例を幾つか用意して、具体的にこうしたら町内会がよくなるのではないだろうかということいろいろなお題を出す中で解決策を考えるようなワークショップを行っております。

その中で出てきたことについては、右側の下に町内会がやるべきことと札幌市がやるべきことに分けてまとめてあります。

町内会がやるべきこととしては、加入促進では、加入のハードルを下げてもうどうか、参加促進でも、何かメリットがあったら参加しやすくなるのではないかといった意見がよく出てきました。それから、交流の機会づくり、役員の担い手確保、情報発信もいろいろなところで触れられていましたし、また、他団体との連携では、企業や学校との連携というのはよく出ますけれども、困っている部分は無理して自分たちでやらずに外部委託するというおもしろい意見も出ておりました。

一方、札幌市がやるべきこととしてはやっぱり加入促進で、ちょっと強い意見として、加入を義務化したらいいいのではないかというような意見も出ておりました。それから、情報発信・共有では、町内会の役割をもっとPRしたらいいいのではないかという意見があり、ここは条例の部分にもつながっていくのかなと考えております。あるいは、町内会の加入に関する情報発信を強化すること、また、他団体の連携につきましては、主体はいろいろあると思いますが、外部との連携をコーディネートできる形を何かとれないかという意見や、うまく連携していけるような仕組みをつくれるといいのではないかという意見も出ておりました。

さらに、条例についてもいろいろ聞かせていただきました。それについてまとめたものが下の条例についてというところで、やはり、条例などのルールがあったほうがいいのではないかという意見が多くて、参加者のアンケートを見ても、あったほうがよいと、どちらかといえばあったほうがよいを足すと96.3%になり、結構高い割合となっております。

ます。また、その中身につきましても、それをどうしていくかというところが大切で、条例を市民に周知していくことが重要とか、加入促進や参加について盛り込んだらどうかという意見もやはり出てきておりました。それから、否定的な意見というか、これはどうなのだろうかという部分で、理念だけで罰則がなければ守らないのではないかといった意見もあって、罰則規定はないですとご説明したのですが、やっぱりイメージとしてそういうふうに考えている方もいました。あと、条例という固いイメージがあるというのは、先ほどのアンケートのわかりやすいものをつくっていくということにも結びついていくのかなと捉えております。

以上が市民ワークショップの報告になります。

続きまして、資料9をごらんください。

これは、特に今回の条例のために何かワークショップをやったというものではないのですが、情報提供としてお伝えしたいと思います。

こちらは、札幌市内の若い世代、いわゆる子育て世代の20代から40代に対し、2,000名を無作為抽出しました。その中で応募があった50名に実際に町内会のイベント等に参加してもらうというようなものです。まず前段に、町内会や地域活動に関するイメージ、参加しやすくなるアイデアや条件についてワークショップをして、その後に実際の活動をする、そして、活動した後もう一回ワークショップをやって、皆さんの意識が変わったかどうか、それから、自分たちができること、町内会ができることがいろいろあるのではないかとといったところを視点を話し合ってもらいました。

そのときの意見の概要が(2)でして、左側は若い人ができること・やること、右側は町内会が工夫・配慮したほうがよいこととなっております。

若い自分たちができることとしては、やはり、忙しいという部分もあるようで、準備のところ、スポット的なお手伝いであればできるとか、また、SNSなど自分たちの使えるものでお手伝いすることはできるというような意見が出ていたり、力仕事ならできますというような意見がありました。

これに対して、実際に町内会に行ってみて、工夫したり配慮したほうがいのではないかと思ったことは、まず、三つの枠の一番上で、参加しやすい雰囲気や若い人の意見を受け入れる姿勢があるといいなということでした。すごく歓迎してくれたところもあったそうですが、なかなか取っつきにくいところもあり、全体として、参加しやすい雰囲気づくりの中で若い世代の意見を受け入れてほしい、また、会議の日程も、平日の昼間だとどうしても参加できないので、夜や週末にやっていただければいいなみたいな意見が出ておりました。

それから、町内会から若い人へのアプローチがもっとあったらいいのではないかと、あるいは、市民のワークショップでも少し出ていたように、若い人と町内会をマッチングできるような機能があったらいいのではないかとといったこと、さらには、学校や企業、団体との連携も挙がっていました。そして、町内会としても、LINEのグループや紙媒体でい

ろいろな情報をどんどん発信していくのがいいのではないかと、また、イベントの準備段階でお互いの役割がわかるなど、わかりやすい形で参加してもらえる工夫も必要ではないだろうかといった意見も多くなっております。また、当日、実際に行ってみたはいいけれども、誰に何を聞いたらいいかわからないことも多かった、だから、例えば、ゼッケンをつけるとか、お手伝いで入っていることがわかるマークをつけるとか、そうした見える化をすることで、参加もしやすく、当日もかなりスムーズになるのではないかと、そして、もうちょっと工夫したり整理していけば、役割も簡単になったり負担も減ってくるのではないだろうかという意見もありました。

最後に、終了後の打ち上げは必須と書いておりますが、やはり、終わった後に振り返ることによって、コミュニケーションもとれるし、次のための反省点になるというところが大事なのではないだろうかという意見も聞かれました。

ざっとお話ししましたが、以上がワークショップの結果となります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ただいまのワークショップのご報告に関して、何かご意見等はございますでしょうか。

○木村委員 先ほどの市民ワークショップの結果で、札幌市がやるべきこととして、外部とのコーディネートで、まちづくりセンターの仲介役の強化とありました。ただ、まちづくりセンターというネーミングに、まだなじめていない人とか、知らない人が多いのです。特に鉄西地区は転勤族が多く、東京や大阪、海外からもいらっしゃる方も多いですし、私も千歳市から来ましたので、まちづくりセンターというのがどうもぴんとこなくて、やっぱり周知する必要は大きいと思うのです。

まちづくりセンターの周知をするに当たって、私が思ったのは、入学式等が終わった後に、PTAへの参加について説明されますから、その後にも、まちづくりセンターの所長から、こうした施設の内容とか、あと、PTAの活動が終わったころには町内会はどうですかと勧めてはどうかと思います。

それから、今は名称が女性部が変わっておりますが、いまだに婦人部と思っている方とか、女性部と婦人部は別にあると思っている方もおられます。いろいろなところに顔を出したとき、木村さんは何をやっているのですかと言われてたりすることがあるので、女性部というのはこういう活動にかかわっていますとちゃんと説明する機会があればいいなと思っております。

また、鉄西地区では、盛大に夏祭りをやるのですが、ブースがあれば皆さんに入ってもらえるようなちょっとしたゲームとかイベントができます。ですから、子どもがのぞいたら、多分、親も来ると思うので、そういうときにマチトモを身近に感じてもらうようにできればいいかなと思っています。

もう一つ、学校との密着も大事ですが、個人個人にアプローチすることもすごく大事だと思うのは、お母さんたちは、あの先生は地域の話をよくするから子どもたちも地域に興味を持ってきたなんて言ってくれたりします。実は、小学5年生の子どもたちといつも夏

祭りのイベントを一緒にするのですが、今年度の夏祭りの会議のときに、その5年生が私たち町内会の役員にプレゼンしてくれました。夏祭りは必要ですかとか、夏祭りですんなら楽しいですかとか、小学校でアンケートをとったみたいで、私たちが全く知らなかった情報も得ることができました。すごく立派だったとみんなで拍手をしたのですが、子どもたちもすごくうれしそうな顔をしていまして、そういうふうに先生と子どもたちと地域が濃いつき合いをできればいいなと思いました。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

なれている人はまちセンと言ってもわかりますが、確かに、これは札幌市独自のもので、昔は連絡所と言っていましたね。また、小学校とかPTAも絡めて、若い世代にも見える化をしていくといいというようなご意見をいただきました。

そのほかに何かございますでしょうか。

○五十嵐委員 町内会が工夫していることとして、私たちのところでは、北地区と幌北地区の二つの連町が一緒になって、北24条商店街のノースロード24フェスタのときに、プランターコンテストとます花壇コンテストをやっております。そして、24フェスタのときにプランターコンテストの受賞者を表彰したり、ます花壇コンテストでは、私の連町は11の単町がありますが、区長が全部の単町を回ってその写真を撮ってくださいますから、そのときに区長とお話するチャンスをいただいて、なるべく多くの町内会の方に出てもらおうのです。そうすると、皆さんもすごく喜ぶのですよ。町内会にいと、こういうところで区長とお話しできるのですねと、それが楽しみというか、喜びになっています。

そんなふうに、自分たちのまちのます花壇をみんなできれいにしながら、町内会の人にはその様子を見ていただくなど、町内会に加入してもらえるように工夫や配慮をしながらやっております。

○鈴木委員長 確かに、見える化ということなのでしょうね。また、区長とお話しできることややっぱりうれしいですね。そういった工夫だと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

私がちょっと印象に残ったのは、市民ワークショップのほうで外部委託、外部コーディネートというキーワードが出てきました。ただ、不得意なところを外の方に補っていただくというのは、やはり、どこに頼んだらいいとか、どこに得意な人がいるかちょっとわからないということもありますので、札幌市からの情報提供とかある程度のご支援があると促進されるのかなと思いました。

また、義務化は難しいと思うのですが、これは、町内会を位置づける必要があるということの裏返しだと思いますので、きちっと役割を位置づけるべきではないかなという感想を持ちました。

それから、地域コミュニティ活性化推進事業ワークショップについてですが、町内会の加入に関しては、まさしく子育て世代の層に関心を持って参加していただくことが非常に重要かと思っておりますので、そういった意味で貴重な資料だと思います。また、若い人ができ

ること・やることのところをざっと見て感じたのは、まちづくりでは、やっぱり自分のできることをできる範囲で楽しくやらせてもらうということが重要で、そうしたことがこの意見に出ているのかなと思いました。

さらに、町内会が工夫、配慮したほうがよいことについてですが、幾ら扉が開かれていると言われても、どちらがいい悪いではなくて、世代によって感覚とか意識とか考え方が違います。そういう中では、やっぱり、個人をきちっと尊重して、他者を理解し、相手の気持ちになって考えて一緒にやっていくべきだと、そういうニュアンスが出ているのかなという気がいたしました。

そのほかに何かございますでしょうか。

○福士副委員長 市民ワークショップをやる必要があるのは、恐らく、こういう場面に出たことがない人が結構いるのではないかと思うからで、基本は、やっぱりここから始まるのですね。町内会加入と言っても、町内会活動の活性化がなければだめだということです。例えば、私の住んでいる真駒内には111も町内会があって、連合町内会の総会は体育館を借りてやるという特異なところもありますが、基本は、まずそこに参画する仕組みについてどう知恵を出し合って考えていくか。そこから、このワークショップで出ているように、まさに町内会でできるといいなというさまざまな思いの部分につながっていくわけですから、そうした段階的なものをきちんとわかしてもらえような仕組みをどういうふうにつくっていくかが非常に大変なことなのです。

だから、市が町内会の参加促進をさらにPRしているけれども、いまだにそれがなかなか響かないというのは恐らくその辺に原因があるからで、その原因をきっちりつかんだ中で次に進んでいくと結果につながるような気がします。

○鈴木委員長 いきなり町内会ということではなくて、きっかけから始まって段階的というお話だと思います。

ただいま、期せずして条例の検討につながるいろいろなキーワードとかご意見をいただきましたけれども、ここで、前回検討したことを非常にわかりやすくまとめていただいておりますので、その内容について事務局よりご説明をお願いし、その上でまた意見交換の時間をとらせていただきます。

○事務局（高橋地域支援担当係長） それでは、説明いたします。

お手元に資料10を用意していただければと思います。

資料10は、5枚つづりになっておりまして、最初の1枚目が前回話し合われた内容をまとめたものになっておりますので、こちらについてご説明いたします。

左側にあるものが前回話し合われた主な意見ですが、それらについて、事務局のほうで、課題と現状、大切にすべき考え方、条例の位置づけ、方向性に関する意見というカテゴリーに分けてまとめさせていただいております。皆様にお話しいただいたことを端的に表現しているものですので、まず、こちらにそごがないか見ていただきたいと思います。

まず、条例の策定にかかわる町内会の課題や現状として幾つか挙げられております。キ

ワードでも出てきていましたが、町内会は、防災や福祉、環境衛生、子どもの育成など重要な役割を担っている現状です。ただ、住民には町内会活動が見えていないのではないかと、誰がやっているのかが知られていないので見える化することが必要である、また、町内会の役割や意義、必要性について、特に若い世代に知ってもらうための周知や取り組みが必要である、そして、町内会の役割やメリットを明確にすることが必要、よいところを知ってもらいたい、参加のきっかけづくりとしてニーズに沿った事業も必要なのではないかと、長い期間、役員をやっている方が多いといったことが課題とされております。

こういった現状と課題に対しまして、では、条例をつくっていくときにどんなことを大切にして考えていったらいいかということをもとめたものが二つ目の黄色い四角になります。

町内会は運命共同体である、町内会の意義を知ってもらい、みずからが加入したくなるような町内会が望まれるのではないかと、町内会活動の考え方や理想の姿を文章化、明文化することが有効ではないかと、それから、条例では、町内会が地域の中心にあるということをしかりとうたっていくべきではないかと、現場目線で町内会の活性化が図られるようになることとよい、条例の名称も重要だ、こういうお話が出てきたかと思えます。

これに対して、今の大切にすべき考え方とも絡んできますが、条例の位置づけや方向性に関する意見として挙げられているのが以下のものとなってきます。

今回の条例は、抽象的ではなく、具体的に示すことができるとよい、中枢の部分は自治基本条例が土台となっているので、今回の条例は現場としての位置づけを明確にしてはどうかと、先ほども福土副委員長からありましたが、こういうことが挙がっております。それから、地域コミュニティにおいて重要な役割を担う団体という文言が入れられるとよいのではないかと、財政と担い手の確保についても条例で触れることができるとよい、町内会活動の充実と公開性、透明性の確保を示すことが重要である、どのように担い手を見つけていくかが大事である、連町のルールについても条例で触れることができるとよいのではないかと、町内会加入のきっかけが重要であるので、その思いについても盛り込んでいけたらいいのではないかと、さらには、賃貸住宅入居者の契約時に加入を義務づけるようなことは検討できないだろうかという意見も出ていたので、入れております。それから、集合住宅の町内会の加入義務について、条例にどのように盛り込むべきかは大きなテーマではないかと、市の支援事業や財政的な支援についても条例に盛り込むべきか検討が必要である、そして、今回の条例は行政の応援宣言であり、町内会の位置づけがキーポイントになるという意見も出ておりました。

右側の表は、黄色の二つの四角を条例の構成と項目に当てはめていったらこんなものになるのではないかとというものになっております。条例の構成と項目は一般的な例としてこのような形になっているものが多く、まず、前文、目的があって、定義、基本理念、役割、責務といった内容になってきますので、これに沿って検討を進めたいと考えております。

ざっと説明しましたが、左側の主な意見につきまして、私たちのほうでまとめておりま

すので、これはそういう意味ではないというものがありましたら、教えていただければと思います。

○鈴木委員長 前回の検討委員会の意見や論点をおまとめいただきました。ありがとうございます。

私の感じるところ、趣旨については間違っておらず、おおむね反映させていただいているのかなと思っておりますが、ここが違うのではないかとか、そういったご指摘があればお出しいただきたいと思います。

○福土副委員長 前回検討したこれについては、市から見て、追加等を懸念されるような部分はなかったのですか。我々は我々で出したけれども、総合的な町内会条例をつくるに当たって懸念される項目等がどこかにまだあるのかどうか。僕らも完全に吸収し切れていないと思うので、そこら辺はどうでしょうか。

○鈴木委員長 市としてご経験、ノウハウがある中での懸念ということだと思います。

○事務局（吉田市民自治推進室長） 前はまた1回目の議論でしたので、皆さんが思っていることを忌憚のない形でお出しただけののかなと思います。これから条例案をつくっていくことを考えますと、他都市で既に先行してつくっているところもありますので、そういったところも参考にしながら、この後、また議論を深めて幅広い意見を出していただければよろしいと思っております。

ただ、条例ということになりますと、町内会の加入を義務づけることはできないだろうかといったご意見があるかと思えます。しかし、我々は、やはり義務づけというのは難しいと考えておまして、これまでの議会での質問に対して、市長からも、そういったことが難しい中で、有効的な条例のあり方について検討していきたいと答弁を申し上げております。これは、コミュニティに関することなので、自立性を尊重しながら、町内会が持っている意義、重要性といったものを示すことで加入に結びついていく方向性がよろしいのかなと思っておりますが、そのあたりをどう考えていけばいいのか、皆さんとディスカッションをしてみたいと思っております。

以上です。

○福土副委員長 意地悪な質問をしたなと思えますが、条例をつくるときには、基本的にどうしても抽象的にならざるを得ないところがあると感じています。今回、せっかく条例をつくる機会なので、もうちょっとやわらかい表現で、こうだったらこうだねというのが見えるような取り決め方ができればいいと思います。その中で、時には辛口の表現で、例えば、義務化をどういう形で条例に盛り込んでいくかなど、そういう説明をいろいろなところに入れていけば札幌市民自体の意識もより違う結果になると思います。

私は20年近く見ていますが、20年前と今では、市民の感覚、レベルが間違いなく上がっていて、それだけ関心が高まりつつあるような気がします。これは余談ですが、あす、行政懇談会ということで、全市の連合会の会長が一堂に会して、予算などに関する市長との会議がありますけれども、20年前と今と相当違うのは、20年前は隣の連合会が何を

やっているか全然わからなかった状況だったのです。しかし、今では、あなたのところはこんなことをやっているね、あんなことをやっているねというふうに、お互いに意見交換できるような環境になってきております。実は、これは過去のことで、例の簡易保険のときに、私は、これはチャンスだ、10区の連絡協議会をつくるべきだということで何人かで協議をしたのだけれども、やっぱりあのときは時期尚早で、タイミング的に間に合いませんでした。でも、いずれ、将来的に全体の連絡がとれるような状況が深まると、町内会の加入もさらにレベルアップにつながっていくような気がしていて、そこら辺を考えて質問しましたので、よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 具体的な条例にするに当たって貴重なご意見をいただいたかと思えます。

それでは、これまでの意見、また、ワークショップやアンケート結果なども踏まえて具体的な検討に入っていきたいと思えます。

1 ページ目の右側に条例の構成と項目とございますが、札幌市自治基本条例と市民まちづくり活動促進条例ではこういう構成になっていますので、これを参考に、この構成に沿ってキーワードやご意見を伺っていきたいなと思えます。

この検討に当たっては、他の政令指定都市の条例文の資料もおつけただいて、ごらんいただければわかるとおり、前文がない都市もございます。そういう中で、非常に細かい条例文まで書いてありますが、この条例に関して一番重要なのは基本理念と目的だと思います。そこでまず、そこから議論を始めて、その後に役割、責務、定義、そして、それらをまとめた部分が前文にも反映されると思えますので、最後にお時間があれば前文のほうまで議論させていただければと思えます。

では、最初に、重要な部分である「基本理念」から議論していきたいと思います。

資料の2枚目以降に非常にわかりやすくまとめていただいて議論しやすいと思えますが、皆様のご意見とか、そのほかの視点とか、また、政令指定都市の類似条例も記載されていますので、それらを参考にしながらそれぞれの「目的」や「定義」といった項目に入れるべき内容についてお話しいただきたいと思えます。討議の中では、条例の考え方に取り入れるものとか、その他のものも出てくるかと思えますが、少し整理をして意見として取りまとめたいと思えます。また、「目的」と「基本理念」の検討に際しては、自治基本条例を中枢とした町内会の考え方がありますので、自治基本条例の基本理念についておさらいし、さらに市民参加の視点にも触れていきたいなと思えます。

そうした視点について、事務局から何か補足があればお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） それでは、簡単に補足させていただきます。

先ほどの資料の中で、2ページ目に「目的」と「基本理念」という二つの項目を挙げさせていただきました。また、ご意見の中でもありましたように、自治基本条例が土台となり、町内会の条例が現場の条例だというような位置づけで考えていくに当たりましては、自治基本条例もその根っことして見ていってはいかがかというような視点でご検討いただきたいと考えております。

そこで、自治基本条例についても簡単におさらいしたいと思います。「市民が主役 札幌市のまちづくり」という自治基本条例の冊子をお配りしましたが、この13ページ目から自治基本条例の内容が書かれております。そして、14ページの総則の上から四つ目に基本理念とありまして、この基本理念は、今回、検討していく町内会の条例にもかかわってくるかなと考えておりますので、ここだけご説明させていただきたいと思います。

自治基本条例では、基本理念として、まちづくりは、市民が主体であることを基本とする、また、市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする、この場合、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとするということで、議会と市長の役割が規定されています。そして、3番目に、市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とするとなっております。先ほどまちづくりという言葉はわかりにくいというお話もありましたが、自治基本条例では、まちづくりは市民が主体である活動にかかわってきているということを念頭に置いてお話しさせていただければいいかなと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ただいま、土台となる自治基本条例の基本理念についてご説明いただきました。

それでは、「基本理念」について少し議論をしてみたいと思いますが、2ページ目の下段に「基本理念」とありまして、大切にすべき考え方とか、ほかの視点、また類似条例の基本理念の例ということで他都市の例が書かれております。これらを踏まえて、重要となるキーワードや盛り込むべき事項などについてご意見を頂戴いたしたいと思います。

○福土副委員長 基本理念とは、根本となる文章ということではよろしいのではないですか。その中で強く訴えたいのは、やっぱり、町内会に入ることによって市民の幸せがいかにか醸成されていくか、このことをどういうふうにわかりやすく表現できるか、この辺を皆さんでさらに検討して、ここを外さず、そこからの出発というような取りかかり方が一番やりやすいのかなという感じがします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

そのほかに何かございますでしょうか。

○町田委員 この基本理念ですが、比較した場合、札幌市のものは行政として受け身のように見えます。他都市の場合は、どちらかといったら町内会、自治会を中心として基本理念が書かれているように見受けられますが、いかがでしょうか。

○福土副委員長 ですから、自治基本条例の枠組みには余りこだわらないで、今、町田委員が他都市の条例についておっしゃったように、町内会条例の目的というものを1点なら1点に集中するような表現にしたほうがわかりやすいのかなと感じます。

また、冒頭に、町田委員からまちづくりと町内会の連携云々の話がありましたね。この辺は、やっぱりある程度分けたほうが我々としての町内会条例をつくるに当たって説明し

やすいのかなというような感じがするのですが、いかがですか。

○町田委員 その辺は、逆に市のほうに伺いたいですね。

○鈴木委員長 まちづくりの解釈にもよるかと思います。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 自治基本条例に書かれているまちづくりというのは、先ほどもお話ししたようにすごく概念が広くて、ふだんの市民の生活がよくなることに結びつくようなことが、全部、まちづくりだという大きなくくりとなっています。

もう一つ、札幌市市民まちづくり活動促進条例がございまして、こちらのグリーンの冊子ですが、この11ページに条例が書かれていて、その第2条に定義がございまして。これを見ていただきますと、市民まちづくり活動とは、市民が、営利を目的とせず、市内において、町内会、自治会、ボランティア団体、NPO法人、または個人により自発的に行う公益的な活動と定義づけられています。このように、自治基本条例と市民まちづくり活動促進条例が別にあって、そういう中で、今回つくろうという条例は町内会の活動に特化したいいわゆる現場の条例という考え方になると思います。ですから、広い意味での全般的なまちづくりがあって、そして、まちづくり活動促進条例でこういう規定があり、さらに町内会に特化したものというようなイメージを持っているところです。

○町田委員 そうすると、カテゴリーは三つになるということですか。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 大きな土台が自治基本条例で、その上にこのまちづくり活動促進条例が乗っていて、さらに今回の条例と、カテゴリーが分かれるというよりはお餅を重ねていっているような形です。

○福士副委員長 よりわかりやすくするための条例という捉え方のほうが理解しやすいのかなと、そういうふうにしていったほうがこの条例をつくる意味が生きてくるような気がします。

○町田委員 今のお話では特化するということですが、我々市民にしてみたら、大まかな基本条例があって、そして、まちづくり活動促進条例というのもあり、さらに町内会、自治会はこういう形で特化してつくりますよということですね。

○事務局（福澤市民自治推進課長） そうですね。先ほども話したように、まちづくり活動促進条例の中に町内会の活動もあるというのがベースですけれども、町内会のことはさらに細かく具体的なことを定めるというイメージです。

○鈴木委員長 おっしゃったように、市民自治とかまちづくりは非常に広い言葉なので、少し町内会に焦点を絞って、より具体的に条例をつくっていくということだと思います。

○町田委員 長くなって申しわけございませんが、他都市の事例が出ていますけれども、他都市の場合も同じように3段になっているのですか。

○事務局（吉田市民自治推進室長） 前回の資料7ですが、札幌市の二つの条例と類似の条例ということで、4都市の条例を比較した表をおつけしたかと思います。その中で、札幌市のように、広い意味でのまちづくりとか自治基本条例みたいなものを持っているのが横浜市であったり、川崎市であったり、京都でございまして、そういった都市であっても、

地域コミュニティ、あるいは町内会、自治会によりスポットを当てた条例を持っているところもあるといった構図になってございます。

○鈴木委員長 そのほかに何かございますでしょうか。

他都市の例を参考にしますと、基本理念としては、やはり、町内会、自治会の活動の活性化であり、また、自主的にというのが少しキーワードになるのかなと思います。

また、京都市、さいたま市、川崎市にもありますが、住民一人一人は価値観や考え方がいろいろ違います。やっぱり、地域の団体ですので、その辺を尊重しながら、いろいろな人の考え方の中で町内会活動を行っていくという意味では、価値観、自主性が最大限に尊重されなければいけないというようなニュアンスのことを入れるべきではないかなというふうに思います。

それから、先ほど福土副委員長からもございましたように、生活の視点とか、幸せの醸成という言葉を使っていましたが、まさしく市民が幸せに生活していくというのが基本になりますので、その辺がもうちょっと入ったほうがいいと思いますし、さらに、こういう組織をつくるということは交流していくことが基本になるのではないかなと思います。

○木村委員 町内会が元気なまちというのは、やっぱり安心・安全で、皆さんにとっても魅力的なまちになると思うのです。今はネットワークが豊富な時代ですから、ネットの中でこういうまちだよというやりとりがあったりして、私たちにはわからないところで皆さんは選択されていると思うのです。先ほど鉄西地区というのは転勤族が多いと言いましたが、今は社宅がなくなって皆さんは普通のマンションを借りたりしますから、地域を選べる時代になっているのですね。そうすると、町内会が元気で生き生きとしていると、やっぱり、皆さんは学校を選ぶように町内会も選ぶ時代なのだなと感じます。札幌市全体が生き生きとなることで市を選んで来てもらえることも多いのかなと思うので、そういう幸せ度を盛り込むというのは私も賛成です。

○鈴木委員長 幸せとか、生き生きとか、そういったキーワードが出ていたかと思います。

○五十嵐委員 私たちが町内会をやっているいつも思うことですが、担い手不足というか、やっぱり役員のなり手をなかなか見つけられず、木村委員が今おっしゃったように、一人ずつお声かけをしながら役員をお願いしています。また、私たちの連町では、いつでもまちづくりセンターに申し込んでくださいとお話ししているのですが、余りにも広くて、募集しているのか、いないのかわからないような感じなのです。そういう中で、強調月間のようなきっかけづくりが何かあると、役員をやりたい方、やろうかなと思う方は手を挙げてくれるのかなという思いもありますので、そういうことを考えていただければありがたいと思います。

○鈴木委員長 その他、何かございますでしょうか。

○福土副委員長 これは、文言等まで考えるのですか。

○鈴木委員長 いえ、具体的な文言は札幌市の専門家にお任せをして、条文の案をつくるためのキーワードとか、重要なところについて皆さんからご意見をいただきたいのです。

○町田委員 私は、さきにお話し申し上げましたが、他市に書かれているように、やはり基本理念には町内会、自治会の視点をしっかり入れていただきたいなと思います。

以上です。

○鈴木委員長 その他、何かございますでしょうか。

○五十嵐委員 ここに若い世代の参加が少ないとありますが、うちの連合町内会でも子ども会があるのは私の町内会だけなのです。そこで、ことしからは子ども会のお母さんを入れていきたいと思いますと町内会の会長会議でお話ししていますが、やっぱり若い世代とつながらないと、中高年ばかりではなかなか難しいかなという思いも持っております。

○鈴木委員長 地域のいろいろな団体とも連携しながらというニュアンスでしょうか。

私が思うのは、いろいろな主体がございいますが、町内会は地縁ということがその根幹をなす一番大きなところだと思います。ですから、やっぱり地域でいろいろ交流しながら盛り上げていくといいますか、町内会は地域の中心として大切にすべきという考え方で、そこをきちっと位置づけた上で地域の中で生き生きと生活するといったことに結びつけていくことが大事だと思います。

○町田委員 実際には、我々高齢者というのは結構エネルギーを余しているのですね。ただ、これは実際にお願ひした事例ですが、学校の先生をやっている文才にすぐれているような方がいたので、この人は広報文化部長に適任だなと思ってお声をかけました。そうすると、その人は、町内会で自分の名前が出たりすると必ずやっかみが出てくるのだと言うのです。要するに、町内会というのは地域ですから、一人一人の時間は結構あるけれども、町内会に入って、私はこう思っている、ああ思っているというようなことで自分が目立ってしまうと、何だ、生意気だとか、そんな感じもあるかなということを感じました。ですから、実際には役員の担い手がいないというような課題はあるのですが、そんなことがブレーキになるようなこともあるのかなと、答えはないのですが、いろいろ複雑ですね。

○鈴木委員長 その辺は、先ほどの話にもございましたように、価値観とか自主性を尊重し、また、できる範囲で自分のできることを地域でやりながら町内会としてまとめていくということでしょうか。

○町田委員 我々の世代は本当にたくさんの時間をスポーツジムなんかで潰して、皆さんはいかに時間を持て余しているか。ですから、ああいう人たちをこちらのほうに向けさせるということなのでしょうけれども、その辺はどういうふうにしたらいでしょうかね。

○鈴木委員長 生きがいを持ってというか、自分のできること、楽しいことは、多分、いろいろと協力していただけたらと思います。ご近所先生もそうですが、最初は私なんかと言っているけど、やっていただくと生き生きとして子どもたちに教えていたりしますね。

○五十嵐委員 町内会にかかわる意義やメリットですが、皆さんから、すごい元気になって、お友達もふえて、信頼も受けて本当にありがたいというお言葉をたくさんいただいて

いますので、そういうことがわかってもらえればありがたいなと思います。

○鈴木委員長 交流とか、友達とか、その辺のよさがわかるような条例にしたいと。

○木村委員 先ほど、五十嵐委員が町内会の役割とおっしゃったのですが、楽しいことをしながら、これが防災につながるのだよとか、顔見知りになることがいざというときに役に立つということを若い方に伝えたいなと思うのです。

私たちは、1年に1回、みんなが協力し合って、講習会プラス、みんなでご飯を食べようという行事がありますが、そこで女性部が豚汁づくりをするのです。私が初めてのときは、女性部、お願いしますと言われて、えっ、私たちがつくらないとだめなのですかという感じだったのです。しかし、いざつくってみると、ふだんは家族の分しかつくったことがなかったのに、いきなり40人前とか50人前で、大根は何本要るのだろうかとか、入れるものも各家庭でそれぞれ違って、これも入れるのかみたいな感じで、結構、楽しかったのです。そして、熊本の震災のときも、テレビで見ると女性部の方が率先して炊き出し等をやられていたので、こうしたことも経験になるのだなということもわかってきました。昔からそういう集まりでつくっている80代の方は、今でもお元気でお料理を教えてくれるのですが、コンニャクは包丁で切らないで、おわんで切ると味がしみていいとか、最後にショウガを入れるとおいしかったとか、いろいろな学びがあります。それから、家だったら、うちの子どもはゴボウが嫌だとかショウガの味が嫌だとよけるのですが、ああいうところだとみんなにつられて食べるのですね。

私は、こうした経験がいざというときの防災に全てつながるのだと感じていて、機会があれば伝えていきます。そういう意味で、顔見知りになるとか、名前を覚えるとか、この子は何々さんちの息子さん、娘さんだとみんながわかるようになるといいなと思います。

○町田委員 ちょっと関係ない話ですが、私のところの単町のやり方をお話しします。

私のキャリアは4年目に入ったところでそんな古くはないのですが、私の単町では、全部で10前後の部があって、それぞれしっかり部の名前をつけていますし、部長もそれぞれちゃんといます。そして、連町で会長会議があると、我々は行政からのいろいろな話を持って帰りますが、ブロック長も含めて大体20人ぐらいに案内を出して役員会を開いて運営しています。また、私のところの単町の考え方として、部長はみんな一国一城のあるじだよ、殿様だよと意識づけていまして、例えば青少年育成部でしたらラジオ体操などを定例でやっていますが、それに関連するようなことはその部長が自主的にやってください、ただ、必ず役員会で皆さんに報告して、みんなで共有して、そして我々が応援すると、私の単町ではそういう運営のやり方をずっと続けております。

○鈴木委員長 ありがとうございます。開会してもう1時間ぐらいたちましたから、ここで10分ぐらい休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[ 休 憩 ]

○鈴木委員長 それでは、再開いたします。

先ほどの基本理念に関して、言い残したことが何かございましたらお出しいただきたいと思いますが、後でもまた全体的にご意見を頂戴いたしたいと思うので、差し支えなければ次の「目的」に移らせていただきます。

「目的」に関しては、2ページ目の上段にございますが、入れるべきキーワードは何かございますでしょうか。

これも他都市の事例を参考にしてのお話ですが、やはり、この辺で責務という言葉が結構出てきております。どういう主体をとというのもありますが、それぞれの役割、また、意見に関しても、地域コミュニティで重要な役割を担う団体とか、活動の充実と透明性もあるいは、見える化の確保といったことが際立って出てくるのかなと思います。それから、市民参加からの視点ですね。

○町田委員 この目的は、横浜市、京都市、さいたま市、川崎市はほとんど同じような内容ですね。

○鈴木委員長 そうですね。目的ですので、何のためにこの条例をつくるのかということだと思います。横浜市にもありますように、それぞれの責務を明らかにすることにより、地域活動の促進を図り、地域で支え合う社会の構築を目的という表現を使っています。

○町田委員 これは、最初にどこがつくったのか、そして、その後につくったところがそれをモデルにされたのかもわかりませんが、大体、似ていますね。

○事務局（高橋地域支援担当係長） ちょっと補足させていただきたいと思います

先ほどお配りした各都市の条例の条文を一番下につけたものですが、左から順に古くなっています。ですから、変遷としては、横浜が一番古くて、川崎が一番新しい形になっていますので、そこも参考させていただきたいと思います。

ただ、これは、あくまでも私たちのほうで例として抜かせていただいたものなので、それでは足りない部分もありますし、相当見づらい資料になっていて申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 横浜が一番古くて、下に行くほど新しいということです。先ほどから出てるように、さいたま市、川崎市は暮らしやすくなっていて、住みよいか安心・安全など表現はいろいろあるかと思います。基本的に地縁組織ですので、やはり地域に住むに当たって住みよいかといいますか、その辺のニュアンスも入ってくるのかなというふうに思います。

○町田委員 暮らしやすいの頭のところに安心・安全をつけて、安心・安全で暮らしやすいと。

○五十嵐委員 そうですね。札幌市の文書には安心・安全という言葉がいつも出てきますので、いいかなと思います。

○鈴木委員長 あと、キーワードとして何か思いつくものはございますでしょうか。

○町田委員 委員長、もしなければ、市にお任せするということがありますね。

○鈴木委員長　そうですね。これまでの意見もありますので、その辺も踏まえながら見える化して案としてお示しいただければと思います。

後ろの項目で、このキーワードは「目的」にも入れたほうがいいのではないかと、そういうのがございましたらまたご意見をいただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

「基本理念」は最初にやらせていただいたので、次は、先に4ページ目の「役割、責務」のほうがよろしいでしょうか。

先ほど責務という言葉もございましたが、いろいろな主体とかくくりがそれぞれある中で、どういう役割や責務をうたっていくかということだと思います。やはり町内会に関する条例ですので、まずは町内会の役割ということが出てくると思います。また、市としての役割、行政としての役割も出てきます。さらに、町内会の周辺ということで、協働とか協力というあたりで事業者の役割も項目として挙がってきております。

○町田委員　町内会の役割、責務なのですが、川崎市やさいたま市は、自発的な加入を促進し、活動が住民にとって参加・協力しやすいものとなるよう努めるとあります。これは非常に優しい文章ですね。また、川崎市の透明性の向上性を図るところは、それぞれの市の条例ではどういう形で定めているのか、どうなのでしょう。

○鈴木委員長　そうですね。前回の意見でも、またワークショップなどでも出ていましたが、やはり、入りやすい組織にするためには、透明性を図り、見える化をして、何をやっているのかをきちっと発信していくと。町内会はそういう努力が必要ですし、そうした上で参加しやすい雰囲気をつくるのが大事です。

私がここまで言っているのかどうかわかりませんが、やっぱり入りたくなるような町内会ですね。入ってくださいではなくて、みずから入らせてくださいと言ってもらえるようなものが理想のような気がします。そのためには、やっぱりきちっと見える化をしなければいけませんし、それは住民が入りやすい活動だったり、また、防犯などがそうですが、入らないと自分が困ってしまうというようなことだと思います。

○木村委員　私も同じように思います。というのは、自分がやっていたら次の人を決めなくてもいいから楽だというか、犠牲ではないのですが、そういうふうに思っている方もいらっしゃるって、そこは個々の温度差がすごくあるんですね。だから、町内会としては、今でも十分に努力されているように思いますが、そういう温度差が出ないようにするとか、入りやすい町内会をつくる、入ってみたい、やってみたいと思わせるというのはすごく大事だと思います。

○五十嵐委員　町内会の会員でも、自分が何町内に住んでいて、会長がどなたか知らない人が多いのです。私は、民生委員もさせていたたいていますので、訪問したときに、町内会の図面と会長名と民生委員の名前が入ったタオルを1本持って行くのですが、何とかして住民に自分が住んでいる町内会や会長がわかる方法がないのかなという思いがあります。

○鈴木委員長 その辺は具体的な施策のところになります、わざわざタオルをつくっていらっしゃるのですか。

○五十嵐委員 第一町内会という名前を入れたタオルで、のし紙には会長の名前を入れてあります。

○鈴木委員長 すばらしい取り組みだなと思いました。目に触れるように努力をされているということで、ありがとうございます。

○福土副委員長 この項目で、連町のルールについても触れるといいと書いてあります。これについては、連町のもととなるのが単位町内会です。ですから、連合町内会がきちんとした方向性と活動等を示すことによって、各単位町内会もそれを大いに参考にしながら活動することが必要になってきますので、この辺はちゃんとした文章で入れたほうがいいと思います。

それから、集合住宅の加入は重要なテーマで、本当に大きいのです。ただ、これも余り過激に出してしまうと角が立つので、そこら辺を何とか工夫して、やっぱりこちらのほうに目を向けてもらえるような文章があるといいのかなと思います。また、行政と町内会の位置づけをよくわからない方々がおられますので、透明性ではないけれども、こういう活動でこういうことに対しては支援するとか、まちづくりセンターの活用とか、さまざまなことを盛り込むことができると思うので、そういうふうにも明文化したほうがいいのではないかと思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

今、思ったのですが、この町内会の役割のところは、先ほどからも出ているように、町内会と一言で言っても地域によってかなり違いますので、そういった地域性とか地域の実情に合った形で理解して、住民にとって参加しやすい形にすることが必要だと思います。住民と言っても、高齢者、子連れの若い世帯、学生などの単独世帯とかいろいろな主体がありますので、その辺も少し理解してそれぞれの住民に合った形で協力しやすくすると。先ほども、自分のできる範囲でということで、イベントのお手伝いであればできるとかありましたね。そういったことは参加を促す施策にもつながるような気もするので、そうした文言を少し入れるといいのかなと思いました。

○五十嵐委員 私の町内会も、できる人が、できるときに、できることをしましよと皆さんに言って、無理なときはほかの部の人でも誰でもお手伝いする、そして、無理のないようにということをいつも心がけております。

○鈴木委員長 そうですね。参加が義務なのだと言って、これもやってくれ、あれもやってくれと言うと、地域としては望ましくないと思いますので、そういったことを理解した上で役割を担っていただくようにするのですね。

あと、事業者とか市の役割についても少しご意見をいただきたいと思います。

○町田委員 事業者の役割については、他市のものを見ても、参加及び協力に努める、あるいは、情報提供に努めるとか、その程度しか入っていないくて、事業者の皆さん、

よろしく申し上げます、協力してくださいという程度の呼びかけなのかなと思います。

ただ、福士副委員長からも話が出ましたが、集合住宅の町内会の加入ということを見ると、特に新築のマンションなどは、デベロッパー、管理会社といった事業者の協力を得て、その入り口のところで町内会加入をしっかりと規約に盛り込んでいただく、これが一番重要なことなのです。そこからこぼれたものは、その新築マンションの住民が集まって最初の組合の創立総会がありますから、今度は町内会がそこでしっかり働きかけるということになっていくと思います。そういう中で一番大事なのは、やはり、事業者に働きかけて、規約をつくるときに町内会加入の文言を入れていただく、その協力をお願いしなければいけないと思うのですが、その文言をどういうふうにしたらいいかということだと思います。ですから、ここに書かれているように、活動への参加及び協力をよろしく申し上げますという文言だけでよろしいのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○福士副委員長 これについては、もう希望的観測、提案ではだめなのです。例えば、あるデベロッパーがありますが、ここは、今、町田委員がおっしゃったように、マンション理事会はあるけれども、理事会とは別に町内会に入るべく要請をちゃんとしているのですよ。また、それに対するフォロー体制として、基本的に地区内の連町が応援する、こういう両面からの要請でもって町内会をつくっています。これがずっとうまくいっていますので、その辺をきちっと文章化して、要するに、事業者の責任という部分では義務化にしてもいいのではないかというぐらいに思うのですが、そうしていかないと集合住宅等の加入というのは一向に解決されないと思います。僕は、この辺は強く出してもいいと思いますよ。

○町田委員 付随するのですが、これは、分譲マンションばかりではなく、賃貸マンションも同じことが言えるのではないのでしょうか。賃貸マンションでしたら、組合はなくて、管理会社がオーナーから委託を受けてその賃貸マンションの全体を仕切っていくわけです。ですから、事業者の役割として、規約にそのことを入れ込むと。今、一番困っているのは賃貸の集合住宅、ここは非常に加入率が悪いのです。ですから、そのところは何とか工夫を凝らして事業者に協力を仰げるように、その文言を一体どういうふうにするかということだと思います。

○五十嵐委員 私の町内でも、今、13階建ての分譲マンションができていますので、早速、管理会社を訪問して、新しくできたときにはよろしく申し上げますというお話をしましたら、うちでは引き受けません、管理組合ができた時点で町内会として行って話ししてくださいと言われました。今はそれしかないのかなと思っていますけれども、また何かいい手がありましたらよろしく申し上げます。

○福士副委員長 分譲マンションの場合は、各デベロッパーの感覚によって違うのです。ですから、この文章の中でその辺を義務化みたいにしておけば必然的にやっていかなければならなくなりますから、僕はそこまで踏み込んでやってもいいと思いますよ。また、賃貸のマンションについても類似するように文章化していけば、多分、さらに加入を促進で

きるし、意識も高まるのではないかなというふうに思います。

○木村委員 これは、実体験ですが、うちのマンションは、最初にできたときに町内会長が説明に来られまして、そのとき、マンションの理事会の会長をやられていた方の判断で町内会に入りました。ただ、そのかわり、お金は払いますが、役員は出しませんという約束をされたみたいなのです。そうすると、私は、またちょっと違うなという感覚があります。お金だけを払ってればいいのかという感じにもなりますし、町内会長としてみれば、そこまでやったからそれ以上は望めないなという感じになってしまいます。今、私は女性部に入っていますが、それは木村さん個人で入っていることだからねと念押しをされまして、うちのマンションで次の人を決めるときには、どうしてもお友達でしか頼めなくて、そういう活動をするのはなかなか難しいなと感じています。

そこら辺は、お金を払うだけではなく、協力等もするというような形に踏み込んでもらえると、こういう条例で決まっているのでということになりますから、町内会長はやりやすいのかなと思いました。

○富士副委員長 私の地域に有料老人ホームがありますが、地域内のいろいろな活動を見ていると、やりたいと思っている方がたくさんいたけれども、町内会がないために参加できなかったのです。最初は、お金は出すけれども、人は出ないということだったので、それならそれなりの方法を考えようということになり、管理会社と連携をとり、事務的な部分は管理会社でやってもらい、入居している方々には常に情報提供をしていろいろな行事等に参加してもらうようにしました。本当に何年もかかりましたが、そういうふうにしてずっとうまくやっていますので、いろいろな方法を考えたらいいと思いますよ。

○町田委員 先ほどの新築のマンションの話ですが、実際に管理会社にお願いに上がったけれども、だめだと、組合がつくられるので、その組合に話してそこで決めてもらってくださいという話ですよ。それは、デベロッパーや管理会社の営業方針がそれぞれで全部違うのですよ。ですから、その基本方針を変えるためには、やはりお墨つきが必要なのです。このお墨つきがあれば業者は簡単に方針を変えます。行政のとおり動くのです。

そして、今の木村委員のお話ですが、例えば、新築されて組合がつくられると、町内会に入りませんかということで、総会で皆さんに諮りましょうという話になります。ただ、今の新しいマンションの入居者というのは、戸建からマンションに入られる方も結構おられて、世代が違うのです。戸建てから入られた方だと、町内会は何たるかというのをよく知っていて、そういう人は、町内会に入ったらいろいろと役が回ってくるよ、お祭りがあると駆り出されるよと、そういう負の話を声を大きくしてしゃべられたりするので、総会では町内会に入るのをやめようかという話になってしまいます。

そういうことでは、業者にしっかりと協力を仰げるような文言を盛り込んでもらって、最初に入っただけのようにする、入ってしまえば総会に諮ってまでして退会しようというところは出てこないと思いますので、一番最初はそこだと思います。

○鈴木委員長 言葉の表現の問題もありますけれども、何となく思いはわかっただけ

たかと思しますので、案を示していただいて、次回にでもまた議論できればと思います。

また、その他として、市職員とか市民、地域住民があります。札幌市自治基本条例では市民、事業者、議会、議員、市長、市職員と入っていますが、この辺に関してはいかがですか。

○福土副委員長 これについては、市のほうでは、市職員であっても町内活動をしなさいということなのでしょう。そうであれば、僕は、これも明確に文章化したほうが良いと思います。特に行政の方々というのはそういう面に明るい方がたくさんおりますので、現役時代は町内会活動をしないけれども、OBになったらかなりやるようです。一つの例として、警察OB、自衛隊OB、教員OBというのはほとんど連合会の重責を担うような人になっていきますので、現役の方々も、準備ではないけれども、練習のために大いに協力するというので、それこそ義務化したほうが良いのではないですか。

以上です。

○鈴木委員長 義務とは書けないと思いますが、自分の得意なところ、ご経験があるところで活動に資するよう努めるみたいな感じだと思います。

私も、基本的には、この自治基本条例に書いてありますので、これをベースにして、少し明記はしたほうが良いと思います。ただ、基本的には、市職員も一市民ですから、一住民として地域に貢献するといえますか、それは、市職員であろうが、民間企業であろうが、同じだと思います。異業種交流という言い方をすることもあります。やはりそれぞれの方がそれぞれの得意なところで貢献すると。市職員だから行政が得意だろう、まちづくりが得意だろうということではなくて、いろいろな部署を経験されている方もいますし、主婦なら主婦の得意なところ、子どもだったら子どもの目線で、それぞれの特徴を發揮してできる範囲で努めるということだと思うのです。

○木村委員 うちの鉄西まちづくりセンターは、土・日は閉館していますが、働いているお母さんやお父さんは土・日しかまちづくりセンターに行くことができないので、そこら辺で周知が広まらないのかなと思います。

また、何かイベントを考えても、土・日は使えないということがあります。管理してくれる人がいないから、お金がかかるからとか、いろいろあるのだと思いますが、そういう日は地域に住んでいらっしゃる職員が来てくださって、イベントにも参加するなど、土・日は自分の地元のまちづくりセンターを守っていただくという形で協力していただけたら話はスムーズに行くかなと思います。所長と市の支援員の2人体制でやっているのでも土・日は休ませてあげたいと思うのですが、そういう感じの役割があってもいいかなと思いました。

○五十嵐委員 土・日にまちづくりセンターで事業を計画している場合は、代表者が鍵を借りて自由に使えますので、大丈夫ですよ。

○木村委員 そうですね。ただ、それもあります。私は市の職員を巻き込みたいのです。

○鈴木委員長 別に肩を持つつもりはないですが、職員もやっぱり休日は家で休みたいで

すしね。

○木村委員 子どもと一緒に来ていただいてもいいのですよ。

○鈴木委員長 そういった幸せな家族も地域の町内会活性化の源泉となりますので、一住民であればということだと思います。

○町田委員 その他の中に入っていないのですが、私たち町内会は、地域の学校を借りることがほとんどできないのですね。

○五十嵐委員 私たちの地域は、幌北小学校と言いますが、地域が学校を全面的に借りることができました。先日も、幌北冬のつどいという運動会とミニミニ雪まつりを行いましたし、夏祭りのときもグラウンドをお借りしたり、盆踊りをさせていただいております、本当にありがたいと思っております。

○町田委員 今のように、小学校もある程度協力するというようなことを条例の中に入れていただければと思います。改めて小学校の門をたたいたことはないですが、休みの日にそこを使うには、やっぱり学校の職員が出てということになりますから、そういうことではなかなかうまくいかないところがありますからね。

○五十嵐委員 私たちの地域には、地域担当の先生がいらっしやいまして、町内会の会議にも出てきて地域のことを知っていただいております。

○鈴木委員長 学校も最近ではセキュリティの問題がいろいろありますので、余りはっきりは書けないと思います。ただ、学校だけではなくて、NPOも含めて、住民ではないけれども、地域に位置する一つの団体として協力していただけると。特に小学校に関しては、最近では地域で子どもを育てるみたいな考え方も出てきて、安心・安全のために、朝、ずっと見守りをされている方もおりますので、そういうことで少し協力していただけるような文言が入ってもいいのかなという気がしました。本学でも、地域のお祭りでグラウンドを使ったり、教室を使って町内会の何かをやったり、結構やっております。

そのほか、何かございますでしょうか。

「役割や責務」に関しては、そのぐらいでよろしいですか。

あと、前のページになりますが、「定義」のところをまだやっていませんでした。条例の位置づけとか方向性について、他都市の事例や、また、これまでの意見を参考にしながらキーワードやご意見をいただきたいと思います。

○福土副委員長 左端のほうに町内会の課題・現状と出ていますので、この辺をいかにわかりやすく文章にして提案できるかどうかによって、参加もかなり見込めるのかなと思います。活動が住民に伝わらないというのは残念な話で、役員は一生懸命やっていますから気の毒なのです。しかし、伝わらないというのは、多分、何か原因があるのだと思いますので、全部がそうではないと思いますが、その辺はやっぱりより動きやすい内容の文章を考えたほうがいいのかという感じがします。

○鈴木委員長 先ほど申し上げましたが、地域活動とか共同活動とありますけれども、活動は活動でもちよっと幅がありますね。

○福土副委員長 余り強制するわけにはいかないですからね。

○鈴木委員長 活動も入るけれども、活動するのが町内会の定義ではないような気もします。

○町田委員 ネットワークの充実でしょうか。

○鈴木委員長 地域のつながりとか、きずなという言葉もあります。

○町田委員 それは、日本語で言うより、片仮名で言ったほうが何となくいいかなと。

○鈴木委員長 片仮名でネットワークですか。そういうものを醸成していくことが地域活動だと思うのです。

○町田委員 地域のネットワークの活性化と言うとおかしいですか。ネットワークの充実、ネットワークの活性化、その活動でいいのではないですか。どうですか。

○鈴木委員長 ネットワークと活動ですか。

○町田委員 ネットワークの後ろに活性化をつけたらおかしくないですか。

○鈴木委員長 地域の活性化ですね。川崎市も、共同活動を行う目的として地縁に基づいて形成された団体となっていますね。広い意味では活動なのでしょうけれども、住みよい地域づくりで、集合住宅も重要なテーマとなっています。

ちよつとうがった見方かもしれませんが、町内会を活動と位置づけてしまうと、活動するために町内会に入るのか、入ったら何か活動をしなければいけないのかみたいな、活動はあっていいすけれども、もうちょっと根本的なものが何かがあるのかなという気もするのです。

○五十嵐委員 地縁とか仲間づくりとかはどうですか。

○鈴木委員長 きずなとか支え合うですね。

○町田委員 共生もいいです。

○五十嵐委員 これからはそういう時代ですものね。

○鈴木委員長 そういう意味では、集合住宅も同じですね。

ほかの視点と書いてありますが、どこまでを定義づけするか。本来の定義があってもいいけれども、この条例の中でどこまで入れるかということもあると思います。

○町田委員 ネットワークというよりもコミュニティなのでしょうね。ですから、地域のコミュニティの活性化と。

○木村委員 町内会の意識を高めたいですよ。会社、学校、町内会が、同じ自分の中にあるということを意識してほしいなと思います。やっぱり、社会人としては、会社に行かなければだめだし、子どもは学校に行かなければだめだしということがありますね。その中で、町内会はないがしろにされているというか、いつの間にか支えてもらっているけれども、その意識が皆さんは薄いのかなと。活動と言うと何か動かなければいけないということがあるので、意識を持って、自分に余力があれば力を注いでほしいというところだと思います。

○鈴木委員長 難しい言い方をすると、帰属意識とか、そういう言い方もありますが、そ

のやわらかい言い方があればいいかもしれないですね。

○木村委員　そうですね。必ずしも活動をしなくてはいけないわけではなくて、言葉とか行動ではなく、背中を見せているだけで自然と皆さんが意識してくださるかなということも心がけているところなのです。だから、みんなにも、大変とか疲れたとかは絶対に言わないようにしようねと言っています。

○鈴木委員長　家族もそうですね。別にどう動いているわけではないけれども、親がいてとか、兄弟がいてと。

○木村委員　自然の中にあって、意識しなくてもそばにあるということですね。

○鈴木委員長　案をつくるときは難しいと思いますが、何かいいキーワードがないか、皆さんも次回に向けて考えていただければと思います。

それでは、「前文」に関して何かございますか。

前文に関しては、ない都市もあります。これは古い順番ということですので、直近の二つの市は前文がありません。なくてもいいというご意見も含めて、ぜひこういうことを前文でうたったほうがいいのかということはあると思いますか。

基本理念との違いという意味では、前文はどう表現したらいいのか、一般的にはどうなのでしょう。

○事務局（吉田市民自治推進室長）　前文の意味ですが、この条例をなぜつくることになったのかという制定の経緯とか、個々の条文にはなかなか盛り込めないような札幌市の現状、課題認識といったような背景的なものを書くということでしょうか。条文だけを見ればどこの都市の町内会に関する条例も同じようなものなのかもしれませんが、ここ札幌において、なぜ、今これをつくるのかといったようなことは、その全部を条文で消化するのは難しい話かもしれませんし、やはり前文的なところでないとなかなかうたえないのかなと思います。皆様に取りまとめていただく報告書の中にそういった思いみたいところを書き込むことは十分ありますが、条文の中にもそういうものがあると、今後、市民の方が見るときに、条文だけ見てもこういうことをつくったのかということがわかるかなという気がしております。

○鈴木委員長　わかりやすくご説明いただきまして、ありがとうございます。

希薄になってきているとか、家族や地域社会のきずなが崩壊したのではないかと疑わざるを得ないとか、東日本大震災の現状があってということですがけれども、確かに条文には盛り込みづらいですね。

こういうことはきちとうたったほうがいいのかというキーワードがありましたら、ご意見をお願いします。

○福土副委員長　町内会の意義や理想という部分は、やっぱりそれが将来の活性につながる一つのキーワードになるのかなと思うので、前文の中に入れてもいいのではないかと思います。それから、現場目線での活性化というのは、まさに安全・安心という部分もこの中に含まれますし、最後に、町内会は地域の中心というのは非常にいいのではないかなと

という感じがします。やっぱり、これをどういうふうに充実するかによって、お互いに助け合えるいい地域につながっていくのではないかと思います。余り難しくなく、こういう文面です。出したほうが、皆さんもわかりやすいのではないかなという感じがします。

○鈴木委員長 やはり、地域においては、これからは町内会をしっかり位置づけて、町内会が中心となってまちを育てていかななくてはいけないという感じだと思います。

そのほか、何かキーワード的なことはございますでしょうか。

京都市は東日本大震災に触れていますが、町内会のことで防災のときという言い方をよくされています。災害というのは、直近に迫っているものでもなく、また、ふだんから頻繁に起こる事象ではありませんけれども、特に札幌は積雪寒冷地で、冬の夜に大地震があったらどうするのだといった心配があります。私も防災計画に関していろいろなところでお手伝いさせていただいていますが、そういった非常時とか、とんでもない災害が起きたときには、自助、共助とよく言われるように、地域としてきちっとコミュニティを形成していかなければいけないということは少し述べてもいいのかなという感じがします。このことは、いろいろなところでもご意見を出していただいていますね。

○福土副委員長 基本的に、究極の町内活動というのはやっぱり福祉と防災なのです。皆さんが、これをどういうふう理解して積み重ねていくかということです。これをどの部分に入れるかは別として、一番肝心の基本的ポイントの一つだろうと思います。やっぱり、これを逸脱してしまうと、最悪の状態のときに助かる人も助からないということになると思うので、この二つのキーワードだけはどこかに文章として入ったほうが皆さんが見たときにわかりやすいのかなと思います。

この町内会条例をつくるに当たっての基本的な考え方は、従来の部分より一歩突き進んで、見えるような文面につくっておいたほうが、見た方々は非常にわかりやすいのかなと思います。今までは、どうも抽象的でわかりづらい部分があって、食いつきづらいのです。ご苦労でしょうけれども、やっぱりぱっと見たときに興味を持てるような文章化ということで、よろしくお願いします。

○鈴木委員長 防災、福祉のためにはやっぱり町内会は必要なのだということは、ちゃんと前文でうたったほうがいいということですね。

また、大きなところでは人口減少、少子高齢化の問題があります。これから人口が大きくなるようなことはない中で、いろいろな社会問題にもつながってくると思いますので、その辺も踏まえてつくったということも入れてもいいのかなという感じがしました。

そのほか、何かございますか。

○五十嵐委員 条例をつくるに当たってのお願いですが、片仮名語はなるべく文章の中に入れないで、適切な日本語でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 その辺は、この案が出てきたときにチェックしていただきます。

予定していたお時間になってしまいました。次回でもよろしいかと思いますが、最後に、特に具体的な取り組みや方策が何かございましたら出していただきたいと思っております。

も、いかがでしょうか。

○富士副委員長 要は、人材の発掘なのです。どういうふうしてこういう町内活動に人々を参画させるかということについては、いろいろな方法があるのですが、やはり、地域内の活動がどんどん活発になると、関心度が高まって非常に参加しやすくなるのかなと思います。

それから、各地域でさまざまな活動をやっておわかりだと思いますが、女性の方々の参加が非常に多くて、男性は非常に少ないです。我々も何年か前からいろいろ考えて、男性を引っ張り出すためにいろいろな方法をやっています。例えば、おやじだけの集まりもしているのですが、この辺も、参加しやすくなるような具体的な方法を提案することも必要だと思います。やっぱり、さまざまな知識をお持ちの方がたくさんいますので、我々は俗に言う一本釣りをよくやるのですが、やったら、その方は必ず応じてくれます。先ほど町田委員が高齢の皆さんは暇だと言っていました、まさに余裕があるのですよ。ですから、安否確認も含めて、お互いに顔を見ながら、協力してもらえよう体制を地域の中でどういうふうにつくっていくか。具体的な成功例を持っている地域もたくさんありますから、そういったところを参考にしながら前に進んでいくようにしたいと思います。

○鈴木委員長 そのほか、何かございますでしょうか。

私もまだ整理がついていないのですが、若い人の参加のところ、町内会費を出すに当たって、何に使われているのかわからないということがあると思います。そこで、クラウドファンディングではないですが、例えば、若い人に関してはごみステーションの維持に対して100円でいいから出してくださいとか、何かきっかけとなるような施策も特例であっていいのかなど。それをきっかけとして実際に入っているいろいろやってみると、こんな楽しいことをやっているのだということにもなりますので、そういった広報も重要だと思います。

情報というのは、今、スマホを使ってとれますし、SNSでいろいろ意見を言ってもらおうとか、つぶやいてもらおうとか、あるいは、町内会のグループがあって、町内で気づいたことをSNSで流してすぐに対処してもらい、町内会の重要性をわかっていただくとか、いろいろな方策があると思います。

○五十嵐委員 私たちも、これからSNSで町内会情報を発信しようということで、お勉強会をやります。

○鈴木委員長 あとはよろしいでしょうか。

全体を通して、何か言い忘れたこと、言い足りなかったことはございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○鈴木委員長 それでは、長時間にわたっていろいろご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

私の進め方のまずさもあって、予定していた時間を若干過ぎてしまいました。本日、皆さんからさまざまなご意見をいただきましたが、これらについては、事務局のほうで整理

し、次回の会議に示していただければなと思います。

本日、項目ごとにキーワードを出していただきましたので、今回は、条例文ではないと思いますが、条例のイメージをたたき台という形でいただいて、それをもとに議論ができればよろしいかと思えますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○鈴木委員長 事務局のほうで何か補足があればお願いします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 今回の委員長がおっしゃられたたたき台という形ですが、今回は、きょうお話しいただいたことについて、まず、皆さんから出ていた、わかりやすいという部分の思いを項目ごとにまとめて、次に、それをもとに条例文のイメージをつくるとしたらどんなものになるのかというものを示したいと思えます。また、それ以外にも、その両方に入れるのは難しいかなという意見についてもまとめて、3部構成のようなものを想定しております。それらの内容を確認していただきながら、最終形態に向かっていければなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 条例にのらないような部分も、意見としてまとめて報告書とするということですね。

○事務局（高橋地域支援担当係長） はい。

○鈴木委員長 それでは、本日の議事はこれで全て終了ですが、最後に何かご質問等がございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、これをもちまして第2回会議を終了いたしたいと思えます。

事務局にマイクをお返しします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） ありがとうございます。

最後に、事務連絡ですが、次の第3回、第4回の日程について確認したいと思います。

今回の第3回は、3月8日の午後にできないかと思っております。一応、皆さんからは大丈夫であろうということで、今、丸がついているような状況です。川北委員と齋藤委員にも確認していますが、実は、齋藤委員から、午前中の早い時間にお仕事があるということで、きょうは午後1時半からやっていますけれども、例えば1時間おくらせて始めることが可能かどうか。具体的には、午後2時半から5時になった場合に、皆さんの後ろのスケジュールがどうかということもありますので、そこをご相談させていただきたいと思えます。

（「大丈夫です」と発言する者あり）

○事務局（高橋地域支援担当係長） わかりました。

まだ場所が決まっておられませんので、改めてご案内いたしますが、日時だけは3月8日の午後2時半から5時としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、第4回は、3月23日の午後に行いたいと考えております。こちら、今のところ

ろ皆さんは大丈夫というお返事をいただいております、この日で調整させていただければと思います。こちら、決まりましたらまた詳しいことを通知したいと思います。

そういうことで、あと2回を目標にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 皆様、お疲れさまでございました。

次回に向けて、事務局で調べてほしいものなどがありましたら、随時ご連絡をいただけたらと思います。

### 3. 閉 会

○事務局（福澤市民自治推進課長） それでは、以上で町内会に関する条例検討委員会第2回会議を終了させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上